

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

法定相続人が妻のみの場合

Q：先月、夫が亡くなりました。私たち夫婦には子供がいません。また、夫には兄弟姉妹もなく、直系尊属も既に死亡していますので、法定相続人は妻の私1人だけです。

この場合、相続税の課税関係はどうなりますか。

A：配偶者の税額軽減の規定により、配偶者には相続税は一切かかりません。

【解説】

配偶者の税額軽減の規定は、主に次のような理由から設けられました。

- (1) 配偶者は、被相続人の財産形成に貢献していると考えられること
- (2) 残された配偶者の生活を保障する必要があること
- (3) 配偶者に対する相続は、同一世代間の相続で、次に相続税がかかるまでの期間が短いこと

この規定は、それまで総遺産の2分の1までの財産の取得について相続税額を軽減していたものを、昭和63年12月の相続税法の改正により、配偶者の法定相続分まで拡大して相続税額が軽減されるようになりました。

この結果、ご質問のように、子、兄弟姉妹及び直系尊属が存在しない場合には、配偶者のみが相続人となりその法定相続分は1となりますから、配偶者が取得する財産のすべてが配偶者の税額軽減の対象となり、配偶者には相続税の納付税額が算出されなくなります。ただし、配偶者の税額軽減を受けるためには、相続税の申告書の提出が必要です。

